

(医療法施行規則の一部改正)

第三条 医療法施行規則（昭和二十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(削る) 第九条の十五の一 法第十六条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。	第一条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。
(新設) 第三十条の三十二 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて適用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならぬる補正の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) (削る)	（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十二 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて適用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならぬる補正の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定する。リム。

<p>2・三・四 (略)</p> <p>(医療法人の資産)</p> <p>第三十条の二十四 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百一十二号)の規定による介護老人保健施設をいう。以下同じ。)又は介護医療院(同法の規定による介護医療院をいう。以下同じ。)の業務を行つるために必要な施設設備又は資金を有しなければならない。</p> <p>(法第四十一条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。</p> <p>三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(社会医療法人の認定要件)</p> <p>第三十条の三十五の三 (略)</p> <p>2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表</p>	<p>2・四・五 (略)</p> <p>(医療法人の資産)</p> <p>第三十条の二十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。</p> <p>(法第四十一条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十一号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。</p> <p>三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。</p> <p>四 (略)</p> <p>(社会医療法人の認定要件)</p> <p>第三十条の三十五の三 (略)</p> <p>2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表</p>
<p>表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産</p> <p>二・六 (略)</p> <p>(設立の認可の申請)</p> <p>第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類</p> <p>六・十 (略)</p> <p>十一 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(一人又は一人の理事を置く場合の認可の申請)</p> <p>第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産</p> <p>二・六 (略)</p> <p>(設立の認可の申請)</p> <p>第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一・四 (略)</p> <p>五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類</p> <p>六・十 (略)</p> <p>十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p> <p>(一人又は一人の理事を置く場合の認可の申請)</p> <p>第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数</p> <p>二・三 (略)</p>

	(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)
第二十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	
一 (略)	
二 当該管理者が管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地	
三 (略)	
2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を明らかにする旨の定款又は書附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。	
(定款及び書附行為の変更の認可)	
第三十三条の二十五 (略)	
2 定款又は書附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十二条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は書附行為の変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。	
3・4 (略)	
(医療法人会帳の記載事項)	
第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人会帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。	
一・三 (略)	
四 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地	
(地城医療連携推進法人の社員)	
第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、常勤を目的としないものとする。	
一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人	
二 (略)	
(大都市の特例)	
第四十三条の三 令第五条の一十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項並びに第二十二条の二第一項、第二十三条の二第一項及び第三項、第二十二条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第一項並びに第五十五条の二第一項中「都道府県」であるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。	

	(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)
第二十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	
一 (略)	
二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地	
三 (略)	
2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は書附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。	
(定款及び書附行為の変更の認可)	
第三十三条の二十五 (略)	
2 定款又は書附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十二条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は書附行為の変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。	
3・4 (略)	
(医療法人会帳の記載事項)	
第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人会帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。	
一・三 (略)	
四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地	
(地城医療連携推進法人の社員)	
第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、常勤を目的としないものとする。	
一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人	
二 (略)	

2 五十 (略)
(地域医療連携推進法人の社員)
第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、常勤を目的としないものとする。
一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人
二 (略)
(大都市の特例)
第四十三条の三 令第五条の一十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項並びに第二十二条の二第一項、第二十三条の二第一項及び第三項、第二十二条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第一項並びに第五十五条の二第一項中「都道府県」であるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

あるいは「指定都市が」と読み替えるものとする。

## 附 則

第四十八条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法律第七条の一第三項の規定による命令若しくは法第三十三条の十二第一項において読み替えて適用する法第七条の一第三項の規定による要請をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ第三十条の二十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、診療病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の診療病床の転換(当該病院又は診療所の診療病床の病床数を減少させることも)、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、診療病床に係る既存の病床の数として算定する。

## 附 則

第四十八条 平成十一年四月一日以後に介護保険法第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(第三項において「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(第三項において「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたまなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第一条の一及び第三十条の三十三第一項第三号の規定は適用しない。

2 | 2 | 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第八条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当分の間、第一条の一及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

3 | 3 | 第一項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百十九号)による改正後の第三十条の三十第一号の規定に基づき診療病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した都道府県における平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたまなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について適用する。

4 | 4 | 第一項の規定にかかわらず、前項に規定する都道府県における第一項に規定する入所定員については、第一項の規定を適用する。

5 | 5 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第十二条の診療病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の第三十条の三十第一号の規定に基づき診療病床及び一般病床に係る基準病床数を都道府県において算定する日までの間に限り、第一項の規定にかかわらず、第一条の一及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(新設)

第四十八条の二 平成三十年三月三十一日において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)第七条の規定による改正前の法第六十六条ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けている病院の管理者は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成三十年厚生労働省令第百九号)の施行の日において、同令第三条の規定による改正後の第九条の十五の一の規定により、都道府県知事に認められたものとみなす。

第五十一条 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の一第一項の規定によりなおその效力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び第五十二条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床を減少させることとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、経費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号))第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。)その他の要介護者

第五十一条 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の一第一項の規定によりなおその效力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させることとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、経費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号))第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支

、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供する」ことをいう。(以下同じ。)を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び第五十一条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、「第十六条第一項第十一号イ中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例(前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。)が制定施行されるまでの間(平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例(同条に係る部分に限る。)で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。)

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十二号。第五十四条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。)の施行の際に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定によ

る要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供する」ことをいう。(以下同じ。)を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、「第十六条第一項第十一号イ中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

(新設)

(新設)

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第三十二号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。)の施行の際に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正

る改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(第五十一条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条から第五十五条の二までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この条及び次条において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第十九条第一項第二号及び第三号の規定にかかるわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

第五十三条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であることを特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例(前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。)が制定施行されるまでの間(平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例(同条に係る部分に限る。)で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。)

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二

前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この条において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第十九条第一項第二号及び第三号の規定にかかるわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二

十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条から第五十五条の二までにおいて同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十二条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかるわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

第五十四条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であることを又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合は、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間（平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。）

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの

開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかるわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことにより（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であることを又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合は、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間（平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。）

十一条の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（この開設地が保健所を設置する市又は特別区の区長とする。次条において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十二条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかるわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

（新設）

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が

平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であることを又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかるわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことにより（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

（新設）

附則様式第1 (附則第56条第1項関係)

移行計画認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地  
法人名  
代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10  
条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院名等	医療機関等の名称	所在地

- 3 現在の法人類型
- ( ) イ 出資額限度法  
( ) ロ 出資額限度法以外の医療法人

